

# 新型コロナウイルス感染症対策に係る教育局関係の対応

令和2年2月28日  
教 育 局

## 1. 臨時休業の要請等

### (1) 学校の臨時休業

感染症拡大防止の観点を踏まえ、3月2日(月)から春休み開始までの間、全ての県立中学校・高等学校につき、臨時休業とする。市町村教育委員会に対して、所管の小・中・義務教育学校・高校につき、同様に臨時休業とすることを要請する。(特別支援学校については、当面、学校教育活動を継続する。)

ただし、子供が自宅等で過ごすことが適当でないと考えられる場合(例:保護者等が就業しており、仕事を休めない場合)は、現状で子供を受け入れる施設の目途が立っていないことを踏まえ、在籍する子供のうち受け入れ先がない者を学校施設に受け入れる(※)。

(※子供を受け入れる時間帯は、通常の学校における在校時間の範囲内とし、子供の送迎については保護者が責任を持つこととする。なお、学校での受け入れ終了後に放課後児童クラブに行く児童については、通常の通所方法によることとする。)

### (2) 不要不急の外出をしないようにするための措置

休業期間中に子供たちが不要不急の外出をしないよう指導するとともに、保護者に協力を求める。

## 2. 高校入試の実施について

全日程を、必要な感染予防対策を講じた上で実施する(学力検査:2月28日(金)、実技検査・面接:3月2日(月)、追検査3月4日(水))。

## 3. 卒業式等の実施について

卒業式を実施する場合は、最小限の規模(卒業生及び教職員のみ)かつ必要な感染予防対策を講じた上で実施する。

修了式や部活動等については実施しない。